

飲酒運転撲滅に関する決議

交通事故のない安全・安心なまちづくりは、すべての市民が切望して止まない願いである。

本年8月25日、福岡市内において、一家5人が乗った車が飲酒運転の車に追突され、海に転落し、同乗していた幼い3人の尊い命が奪われるという痛ましい交通事故が発生し、私たちに大きな衝撃と深い悲しみを与えた。

飲酒運転については、平成11年に東名自動車道で飲酒運転のトラックが乗用車に追突し、その乗用車が炎上、幼い2人の姉妹が犠牲になった事故を契機として、平成13年に危険運転致死傷罪が創設されるとともに、飲酒運転の罰則も強化され、県内においては一時的にはその効果が認められたが、飲酒運転は再び増加して全国で飲酒運転による事故が後を断たず、極めて憂慮すべき状況にある。

いちき串木野市においても、飲酒運転による死亡事故こそないものの、飲酒による交通事故が発生し、飲酒運転で検挙された人員は47名にも上っている。

飲酒運転は故意犯で、交通犯罪において最も悪質な行為であり、飲酒運転撲滅のためには運転者一人ひとりの交通安全意識の高揚はもちろんのこと、家庭や職場のみならず、地域社会が一体となって「飲酒運転は絶対にしない・させない・許さない」という気運を地域全体で高めていくことが必要である。

よって、本市議会は、市を始め関係機関・団体と連携し、飲酒運転撲滅と交通事故のない社会の実現に向けて、市民と一体となって全力を挙げて取り組むことを決意する。

以上、決議する。

平成18年12月8日